

令和5年台風第7号による被害からの復旧支援について ～農業者等営農継続緊急支援事業～

令和5年台風第7号により農産物やパイプハウス等に多大な被害が発生したことから、一日も早い生産回復に向けた復旧の支援を行います

1 事業内容

■対象と補助率

対象	補助率	申請様式																																
①農産物生産回復支援事業 ・対象作物 野菜、果樹、豆類、茶 ・対象資材 防除用農薬 草勢回復用肥料（豆類除く） 播き直し用種苗（野菜のみ） 土壌改良用資材（野菜のみ）	1 / 2 以内（ただし、下表の事業費限度額内） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">用途</th><th colspan="2">野菜</th><th rowspan="2">果樹</th><th rowspan="2">豆類</th><th rowspan="2">茶</th></tr><tr><th>ブランド</th><th>左記以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>防除用農薬</td><td>4,600</td><td>4,600</td><td>4,500</td><td>900</td><td>4,000</td></tr><tr><td>草勢回復用肥料</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>-</td><td>4,000</td></tr><tr><td>播き直し用種苗</td><td>67,000</td><td>67,000</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>土壌改良用資材</td><td>42,000</td><td>42,000</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></tbody></table> ※ <u>下線部</u> は地域特産協が定めた地域重点推進品目に限る	用途	野菜		果樹	豆類	茶	ブランド	左記以外	防除用農薬	4,600	4,600	4,500	900	4,000	草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	-	4,000	播き直し用種苗	67,000	67,000	-	-	-	土壌改良用資材	42,000	42,000	-	-	-	別紙1
用途	野菜		果樹	豆類				茶																										
	ブランド	左記以外																																
防除用農薬	4,600	4,600	4,500	900	4,000																													
草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	-	4,000																													
播き直し用種苗	67,000	67,000	-	-	-																													
土壌改良用資材	42,000	42,000	-	-	-																													
②パイプハウス復旧支援事業 ・対象作物 野菜、果樹、花き ・対象経費 パイプハウスの復旧・撤去 （ビニール破れ含む、ただし材料費のみ）	【復旧費用】 施設共済等加入ハウス：1 / 2 以内 施設共済等未加入ハウス：3 / 10 以内 【撤去費用】 1 / 2 以内（事業費上限290円/㎡）	別紙3																																

※消費税は補助対象外

■主な採択要件・復旧の条件

- ▶ ①②農林水産業被害報告書取りまとめ要領に基づき府に報告されていること
- ▶ ①対象資材は生産履歴等により「掛かり増し施用」であることが確認できること
- ▶ ①対象資材は災害発生した日から2箇月の間に使用する（された）ものであること
- ▶ ②復旧ハウスは被災前と同種、同規模、同機能のものとする
- ▶ ②災害対策のための補強（タイバー（逆T型）、クロス（X型）いずれか）を行うこと
- ▶ ②再建したパイプハウスは、園芸施設共済等に加入すること（ビニール破れ含む）

2 申請の流れ

- ①事業実施主体において申請書を作成
- ②在住の市町村窓口へ提出
- ③市町村で申請をとりまとめ、府へ申請

3 申請締切（広域振興局締切は別途設定）

第1次：令和5年12月28日（木）
最終：令和6年2月29日（木）